

介護分野で行われている復興特区制度の 今後の取扱いについて

介護分野で行われている復興特区制度の今後の取扱いについて

1. これまでの経緯

- 東日本大震災復興特別区域法に基づき、県や市町村は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、個別の規制等の特例を受けるための計画を内閣総理大臣の認定を受けることができることとされており、福島県、岩手県及び宮城県において、訪問リハビリテーションなど基準省令上における特例を設けた計画が策定され、認定されていたところ。
- 当該計画については、これまで以下のとおり見直しを実施
 - ・ 平成29年1月20日に、福島県は4年間（令和2年度末）延長する形での期間変更（第136回介護給付費分科会に報告）。
 - ・ 令和2年3月16日に、岩手県は3年間（令和4年度末）、宮城県は2年間（令和3年度末）延長する形での期間変更（第176回介護給付費分科会に報告）

2. 今般の対応

- 福島県より、福島県保健・医療・福祉復興推進計画令和5年3月末まで延長する旨の申請があり、内閣総理大臣が2月25日付けで認定を実施

(参考)東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

特例の追加・充実

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の創設

復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣に提出

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・使途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

(参考)東日本大震災復興特別区域法における介護分野の対応

